

## 行政財産賃貸借契約書

秩父市（以下「貸付人」という。）と \_\_\_\_\_（以下「借受人」という。）とは、次の条項により行政財産の賃貸借契約を締結する。

### （信義誠実等の義務）

第1条 貸付人及び借受人は、信義を重んじ、誠実に本件契約を履行しなければならない。

2 借受人は、貸付物件が行政財産であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

### （目的）

第2条 借受人は、貸付人が所有する行政財産の一部箇所を、自動販売機の設置を目的として借り受け、その貸付契約により発生した貸付料を、貸付人に支払うものとする。

2 借受人は、前項の目的を変更してはならない。

3 借受人は、貸付物件を第1項の用途に供するにあたっては、別紙仕様書に記載の内容を遵守しなければならない。

### （貸付物件）

第3条 貸付物件は次のとおりとする。

名称	所在地	貸付場所	貸付面積	設置台数
_____	_____	_____	_____	1台

### （貸付期間）

第4条 貸付の契約期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とする。

### （貸付料）

第5条 期間内の貸付契約金額の総額は、金\_\_\_\_\_円とし、各年度の貸付料は、金\_\_\_\_\_円とする。

2 借受人は、前項に定める貸付料を、次のとおり、貸付人の発行する納入通知書により納付しなければならない。

年 度	納 付 金 額	納 入 期 限
令和 8 年度 (令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月分)	_____円	令和 8 年 5 月 1 日
令和 9 年度 (令和 9 年 4 月～令和 10 年 3 月分)	_____円	令和 9 年 5 月 1 日
令和 10 年度 (令和 10 年 4 月～令和 11 年 3 月分)	_____円	令和 10 年 5 月 1 日

(電気料金の支払い)

第 6 条 借受人は、本契約に基づき設置した自動販売機に電気の使用量を計測する子メーターを、借受人の負担により設置するものとする。

- 2 貸付人は、本件自動販売機が設置された施設全体の電気使用量及び使用料金を基に、子メーターが表示する使用量から按分した使用料金を算出し、借受人に請求するものとする。
- 3 借受人は、前項に定める電気料を、貸付人が発行した納入通知書により、指定する期日までに納付しなければならない。

(延滞金)

第 7 条 借受人は、前 2 条に基づき、貸付人が定める納入期限までに貸付料及び電気料（以下「貸付料等」という。）を納入しなかったときは、秩父市税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例（平成 17 年秩父市条例第 71 号）の規定により計算した金額を、延滞金として、貸付人の発行する納入通知書により納付しなければならない。

(瑕疵担保)

第 8 条 借受人は、本契約締結後、貸付物件に数量の不足その他の隠れた瑕疵を発見しても、貸付料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。

(維持保全義務)

第 9 条 借受人は、貸付物件を、善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

- 2 借受人は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を報告しなければならない。

(維持修繕)

第 10 条 貸付人は、貸付物件の維持補修の責を負わない。

- 2 貸付物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、すべて借受人

の負担とする。

(転貸等の禁止)

第11条 借受人は、貸付人の承認を得ないで貸付物件の賃借権を第三者に譲渡し、若しくは貸付物件を転貸し、又は貸付物件の使用目的を変更してはならない。

(実地調査等)

第12条 貸付人は、必要と認めるときは、貸付物件を調査し、又は借受人に報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。この場合において、借受人は、その調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約の解除)

第13条 貸付人は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができるものとし、このために借受人に損害が生じても、貸付人は、その責を負わないものとする。

- (1) 借受人が、本契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 手形・小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
- (3) 差押・仮差押・仮処分、競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
- (4) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。
- (5) 貸付人の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (6) 借受人の信用が著しく失墜したと貸付人が認めたとき。
- (7) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
- (8) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、貸付人が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
- (9) 貸付物件及び貸付物件が所在する施設の行政財産としての用途又は目的を借受人が妨げると貸付人が認めたとき。
- (10) 貸付料その他の債務の支払いを、納入期限から3ヶ月以上怠ったとき。
- (11) その他前各号に準ずる事由により、貸付人が契約を継続しがたいと認めたとき。

2 貸付人は、公用、公共用又は公益事業の用に供するため貸付物件を必要とするときは、この契約を解除することができる。

(違約金)

第14条 借受人は、第4条に規定する契約期間中に、第2条及び第11条に定める義務に違反したときは、第5条に規定する貸付契約金の総額の100分の10に相当する額を違約金として、貸付人に支払わなければならない。

2 前項に規定する違約金は、違約罰であって、第17条に定める損害賠償の予定又はその一部とはしない。

(相殺)

第15条 借受人が、違約金その他借受人の負担する金額を支払わない場合は、貸付料、契約保証金その他一切の債務と相殺することができる。

(貸付料の清算)

第16条 貸付人は、本契約が第13条第1項の規定により貸付期間の中途で解除された場合において、その原因が借受人の責めに帰することができない事由によるものであると貸付人が認めた場合のほかは、既納の貸付料のうち未経過期間に係る部分について、これを借受人に対して返還しない。

2 貸付人は、第13条第2項の規定により、本契約が解除されたときは、既納の貸付料のうち、借受人が貸付物件を貸付人に返還した日以降の未経過期間の貸付料を日割計算により返還する。

(損害賠償等)

第17条 借受人は、この契約に定める義務を履行しないために、貸付人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費の請求権の放棄)

第18条 借受人は、第4条に規定する契約期間が満了したとき、又は第13条の規定により契約が解除されたときにおいて、貸付物件に投じた有益費、必要費その他の費用があってもこれを貸付人に請求することができない。

(契約の費用)

第19条 この契約及び履行に関して必要な費用は、すべて借受人の負担とする。

(疑義等の決定)

第20条 この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、貸付人、借受人協議のうえ、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第21条 この契約に関する訴の管轄は、秩父市の所在地を管轄区域とするさいたま地方裁判所とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、貸付人、借受人それぞれ1通を保管する。

令和8年 月 日

貸付人

住 所 秩父市熊木町8番15号  
名 称 秩父市  
氏 名 秩父市長 清野和彦 印

借受人

住 所  
名 称  
氏 名 印